

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成23年4月10日（日） 08時00分ごろ
発生場所	鹿児島県長島町伊唐島東方沖 長島町所在の瓢箪島灯標から真方位199° 1,300m付近 （概位 北緯32° 13.9′ 東経130° 12.5′）
事故調査の経過	平成23年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 昌丸、2.0トン KG3-32458（漁船登録番号）、個人所有 8.36m（Lr）×2.47m×0.82m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、平成4年4月11日 B モーターボート 松栄丸、5トン未満 293-29685熊本、有限会社九州松栄産業 6.94m（Lr）×2.53m×1.40m、FRP ガソリン機関、84.60kW、平成7年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月18日 免許証交付日 平成20年9月24日 （平成26年9月20日まで有効） B 船長B 男性 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年9月6日 免許証交付日 平成21年6月1日 （平成26年9月16日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首船底部に破口、船底外板に剥離及び擦過傷、プロペラ軸に曲損、プロペラ翼の先端に欠損 B 船尾部、船外機及び操縦席屋根を破損、船内に濡損
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、平成23年4月10日07時53分ごろ、操業を終えて長島町諸浦島北端沖の漁場を発進し、船長Aが、操舵室で立って手動操舵に当たり、甲板員が船尾甲板で漁具の整理を行いながら、鹿児島県阿久根市黒之浜港に向けて帰途についた。 船長Aは、発進時に周囲を見たとき、左舷方の瀬の付近に停船していた釣り船1隻を視認したが、そのほかには周囲に他船がいなかったことか

	<p>ら、前方に他船はいないものと思い、前方をよく見ていなかった。</p> <p>船長Aは、伊唐島の東方沖を約15ノット(kn)の速力で南南東進中、08時00分ごろA船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者2人が乗船し、伊唐島東方沖において船外機を停止して船首を南方に向け、漂泊して釣り中、衝突1分前ごろ、B船の船尾付近で釣りを行っていた船長Bと同乗者1人が、船尾方からB船に接近して来るA船を視認した。</p> <p>船長Bと同乗者は、A船にB船の存在を知らせようとして手を振って叫んだものの、A船がそのまま接近するので衝突の危険を感じて海に飛び込み、右舷側で釣りを行っていた他の同乗者がB船の操縦席に退避したとき、両船が衝突した。</p> <p>船長Aは、船長Bと同乗者1人を揚収し、所属漁業協同組合に事故の発生を連絡し、同組合が海上保安部に通報した。</p> <p>両船は、漁船にえい航されて黒之浜港に入港した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約1m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、波 ほとんどなし</p>								
その他の事項	<p>A船は、レーダーを装備していなかった。</p> <p>A船は、15knで航行中、船首方に死角を生じてはいなかった。</p> <p>B船は、電子ホーンを装備していたが、船長Bは、本事故当時、電子ホーンを鳴らすことを思いつかなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、伊唐島の東方沖を南南東進中、船長Aが、前方に他船はいないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伊唐島の東方沖において漂泊して釣り中、船長Bと同乗者が、船尾方から接近して来るA船を視認し、B船の存在を知らせようとして手を振って叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本事故当時、有効な音響による信号を行っていたら、船長AがB船に気付いて事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、伊唐島の東方沖を南南東進中、船長Aが、前方に他船はいないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伊唐島の東方沖において漂泊して釣り中、船長Bと同乗者が、船尾方から接近して来るA船を視認し、B船の存在を知らせようとして手を振って叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本事故当時、有効な音響による信号を行っていたら、船長AがB船に気付いて事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、伊唐島の東方沖を南南東進中、船長Aが、前方に他船はいないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伊唐島の東方沖において漂泊して釣り中、船長Bと同乗者が、船尾方から接近して来るA船を視認し、B船の存在を知らせようとして手を振って叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本事故当時、有効な音響による信号を行っていたら、船長AがB船に気付いて事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、伊唐島の東方沖において、A船が南南東進中、B船が漂泊して釣り中、船長Aが、前方に他船はいないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 他の船舶が衝突を避けるために十分な動作をとっていることについて疑いがあるときは、汽笛又は有効な音響による信号を行うこと。</li> </ul>								